

議案第 7 4 号

小田原市地域センター条例の一部を改正する条例

〔改正理由〕

受益と負担の適正化の観点から地域センターの使用料の額を引き上げるため改正する。

〔内 容〕

1 使用料の額の引上げ（別表関係）

施設の使用料の額を次のように引き上げることとする。

（ ）内の数字は、現行の金額

区 分			午前 9 時 ～正午	午後 1 時 ～午後 5 時	午後 6 時 ～午後 9 時 3 0 分	午前 9 時 ～午後 5 時	午後 1 時 ～午後 9 時 3 0 分	午前 9 時 ～午後 9 時 3 0 分
川 東 タ ウ ン セ ン タ ー マ ロ ニ エ	集会室 1 0 1		円 450 (400)	円 600 (500)	円 600 (500)	円 1, 200 (900)	円 1, 300 (1, 000)	円 1, 900 (1, 400)
	集会室 2 0 1		950 (800)	1, 300 (1, 100)	1, 300 (1, 100)	2, 600 (1, 900)	2, 900 (2, 200)	4, 200 (3, 000)
	集会室 2 0 2		2, 100 (1, 800)	2, 800 (2, 400)	2, 800 (2, 400)	5, 700 (4, 200)	6, 400 (4, 800)	9, 300 (6, 600)
	集会室 2 0 3		1, 000 (900)	1, 400 (1, 200)	1, 400 (1, 200)	2, 800 (2, 100)	3, 200 (2, 400)	4, 600 (3, 300)
	集会室 2 0 4		600 (500)	700 (600)	700 (600)	1, 500 (1, 100)	1, 600 (1, 200)	2, 400 (1, 700)
	集会室 2 0 5		1, 000 (900)	1, 400 (1, 200)	1, 400 (1, 200)	2, 800 (2, 100)	3, 200 (2, 400)	4, 600 (3, 300)
	集会室 2 0 6		450 (400)	600 (500)	600 (500)	1, 200 (900)	1, 300 (1, 000)	1, 900 (1, 400)
	集会室 3 0 1		2, 700 (2, 300)	3, 700 (3, 100)	3, 700 (3, 100)	7, 400 (5, 400)	8, 300 (6, 200)	12, 000 (8, 500)
	食の創作室		1, 900 (1, 600)	2, 600 (2, 200)	2, 600 (2, 200)	5, 200 (3, 800)	5, 900 (4, 400)	8, 500 (6, 000)
	美の創作室		1, 900 (1, 600)	2, 500 (2, 100)	2, 500 (2, 100)	5, 000 (3, 700)	5, 600 (4, 200)	8, 200 (5, 800)
	音の創作室 1		1, 000 (900)	1, 300 (1, 100)	1, 300 (1, 100)	2, 700 (2, 000)	2, 900 (2, 200)	4, 400 (3, 100)
	音の創作室 2		450 (400)	600 (500)	600 (500)	1, 200 (900)	1, 300 (1, 000)	1, 900 (1, 400)
	和の部屋 1		800 (700)	1, 000 (900)	1, 000 (900)	2, 200 (1, 600)	2, 400 (1, 800)	3, 500 (2, 500)
	和の部屋 2		600 (500)	700 (600)	700 (600)	1, 500 (1, 100)	1, 600 (1, 200)	2, 400 (1, 700)
	体育	3分の1面	1 時間につき 6 0 0 円（ 5 0 0 ）					

	マロニエホール	室として使用する 場合	2分の1面	1時間につき900円（800）				
			3分の2面	1時間につき1，200円（1，000）				
			全面	1時間につき1，800円（1，500）				
		上記以外の場合	10,800 (9,000)	14,400 (12,000)	14,400 (12,000)	28,800 (21,000)	32,400 (24,000)	46,800 (33,000)
ふれあい広場			1平方メートル1日につき4．75円（4）					
城北 タウン センタ ーい ずみ	集会室201		800 (700)	1,000 (900)	1,000 (900)	2,200 (1,600)	2,400 (1,800)	3,500 (2,500)
	集会室301		800 (700)	1,000 (900)	1,000 (900)	2,200 (1,600)	2,400 (1,800)	3,500 (2,500)
	集会室302		800 (700)	1,000 (900)	1,000 (900)	2,200 (1,600)	2,400 (1,800)	3,500 (2,500)
	い ず み ホ ー ル	3分の1室	800 (700)	1,000 (900)	1,000 (900)	2,200 (1,600)	2,400 (1,800)	3,500 (2,500)
		3分の2室	1,600 (1,400)	2,000 (1,800)	2,000 (1,800)	4,400 (3,200)	4,800 (3,600)	7,000 (5,000)
		全室	2,400 (2,100)	3,000 (2,700)	3,000 (2,700)	6,600 (4,800)	7,200 (5,400)	10,500 (7,500)
橘 タウ ンセ ンタ ーこ ゆる ぎ	集会室		700 (600)	950 (800)	950 (800)	1,900 (1,400)	2,100 (1,600)	3,100 (2,200)
	こ ゆる ぎ ホ ー ル	A	1,000 (900)	1,400 (1,200)	1,400 (1,200)	2,800 (2,100)	3,200 (2,400)	4,600 (3,300)
		B	700 (600)	800 (700)	800 (700)	1,800 (1,300)	1,800 (1,400)	2,800 (2,000)
		C	700 (600)	950 (800)	950 (800)	1,900 (1,400)	2,100 (1,600)	3,100 (2,200)

2 その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和9年4月1日以後の施設の使用に係る使用料について適用